神戸学院法学第49巻第1号(2020年10月)

〈資料〉

子どもの法律改正法 (1)

カナダ・オンタリオ州 2008年

村 井 衡 平

第1部 子どもの身分の同一性

- 第1条(1) 親子関係の規則。第2項の規定に従い、オンタリオの法律のすべての目的のために、子どもは彼または彼女の生来の父母の子であり、彼等の子どもとしての身分は、子どもの出生が婚姻の内か外かを問わず、平等である。
- (2) 養子についての例外。縁組命令がなされ、子どもおよび家族サービス法の 第158条または第159条を適用するとき、子どもは彼等が生来の両親の子であっ たかのよう扱われる。
- (3) 親族関係。第(1)項および第(2)項のもとで決定される両親と子どもとの関係は、以下にみる他の親族関係の規定に従うものとする。
- (4) コモン・ローの嫡出性に関する差別は廃止される。婚姻より出生した子どもと婚姻外の子どもとのコモン・ロー上の原則は廃止され、それにもとづく親と子との関係は、本条に従ってコモン・ローの目的のために決定されるものとする。
- 第2条(1) 解釈の法則。文章,法律または規則を解釈する目的のために,反対の意見がみられない限り,血縁関係または一群の人々または階級に言及するとき,第1条のもとで認定される親と子の関係を理由に記述される人に関しているか,またはその人を含むものと解釈されるべきである。
- (2) 適 用。第1節は以下に適用される。
 - (a) 1998年3月31日の当日,以前または以後に制定または作成された立法 部の法律または規則もしくは命令または立法部の法律もしくは命令または

細則。および

(b) 1978年3月31日またはそれ以後に制定された文書。

第川部 親子関係の創設

第3条 第4条ないし第7条のもとでの裁判所。第4条ないし第7条の目的の ために裁判所は、

- (a) 家庭裁判所。裁判所法の第21条 1 項(4)のもとで管轄権を有している範囲で家庭裁判所であり、
- (b) その他のオンタリオ州では、上訴裁判所である。
- 第4条(1) 宣言の申立。利害関係を有する人は誰れでも、男性は人の子どもの 父と認められ、女性は子どもの母と認められる旨の宣言をするよう、裁判所に 請求することができる。
- (2) 法によって承認された父性の宣言。裁判所が第8条のもとで父性の推定を認定し、かつ、蓋然性の調和の上で、推定される父が子どもの父ではないと推定されない限り、裁判所は父性は法律によって推定される旨を宣言するものとする。
- (3) 母性の推定。裁判所が可能性の釣り合い上、母と子の関係は創立されていると推定するとき、裁判所はその趣旨の宣言をすることができる。
- (4) 同一。第6条および第7条の規定に従い、本条のもとでなされた会合は、 すべての目的のために承認される。
- 第5条(1) 推定のない場合に父性の宣言の申立。第8条のもとで子どもの父となるべき人がいない場合に、誰れでも裁判所に、ある男性が彼または彼女の父であるとされ、またはある男性が裁判所にある人が彼の子どもであるとの宣言を求めることができる。
- (2) 制 限。第(1)項の申立は、父と子の関係が保護されるべく企てられている 2人が生まれていなければならない。
- (3) 宣言的命令。裁判所が父子の関係が創設される見込みであると認定するとき、裁判所はその趣旨の宣言的な命令をし、かつ、第6条および第7条に従って、すべての目的のために命令が認められる。
- 第6条 新らしい証拠にもとづく再開。当初の審理で利用できなかった証拠を 利用できるようになったとき、裁判所は申立にもとづいて、命令を解除または

122 (122)

子どもの法律改正法 (1)

変更し、かつ、補助的な他の命令または指示を与えることができる。

第7条 控 訴。第4条または第5条のもとでの命令または第6条のもとでの 判決に対する控訴は、裁判所の規則に従って行われる。

第8条(1) 親子関係の法律の承認。蓋然性の均衡に反対の趣旨が示されない限り、下記のいずれの事情のもとでも、彼の子どもの父と認められる。

- ①. その人は、子どもの出生のときに、母と婚姻している。
- ②. その人は、婚姻による子どもの母と婚姻していたが、その婚姻は子どもの出生前300日以内に、死亡または無効婚により終了した。
- ③. 子どもの死亡後、子どもの母と婚姻し、かつ、彼が生来の父であることを承認する。
- ④. ある人が子どもの母と、子どもの出生するまでいくらか永続的に同居していたか、または彼等が同居を止めたのち、300日以内に子どもが出生した。
- ⑤. ある人がカナダの他州で、人口動態統計法または類似の法律のもとで、 子どもの出生を承認した。
- ⑥. ある人が、彼の生存中にカナダで管轄権をもつ裁判所において、子どもの父であると認定されていた。
- (2) 第(1)項の下で、1人以上の父の推定が生じる事情が存在するとき、父性に関する推定は行われず、かつ、法律上で誰れも父と推定されない。
- (3) 競合する推定。第(1)項の下で1人以上の父による父性の推定が生じるとき、父性に関する推定は行われず、かつ、誰れも法律上の父と推定されない。
- 第9条 利息に対する承認の証拠の許容性。親子関係の書面による承認。証拠によって許容された親子関係は、証拠として、通知する本人の利益に反する証拠であり、反対の証拠がない場合には、事実上の証拠である。
- 第10条(1) 血液検査および D.N.A. のテストの許可。民事手続における一方当事者の申立により、子どもの直系尊族を決定するに当り、裁判所は、血液検査または D.N.A. のテストをうけることを許可することができ、許可を与える命令で指名された人は、証拠の結果に従うものとする。
- (2) 条件。裁判所は、それが適切と考える条件を第11項のもとでの命令に課すことができる。
- (3) 手続への同意。1966年の健康配慮同意法は血液検査または D.N.A. 検査に、

あたかもそれが同法の下での処置であったかのように、適用される。

- (4) 拒絶からの干渉。第(1)項のもとで命令に指名された人が血液検査または D.N.A. に従うことを拒否するとき、裁判所は、それが適切と判断するとき、 かかる推理をすることができる。
- (5) 例 外。第(4)項の規定は、もし拒絶が健康世話同意法 (1990) の第9条に 定義される代行決定者の決定を拒否するときは、適用されない。

第11条 (2006年法により廃止)

- 第12条(1) 親子関係の制定法による宣言。人は登録官事務所に、規定によって 定められた型式により、場合に応じて、彼または彼女が子どもの父または母で ある旨を確約するよう請求することができる。
- (2) 同様。人は登記官事務所に、規則によって定められた型式により、場合に応じて、彼または彼女が、子どもの父または母である旨を確約するよう請求することができる。
- 第13条 人口動態統計法の下での制定法による宣言のコピー。人口動態統計法のもとで定められた申込と費用の支払いにより、関心のある人は誰れでも、それを要求する正確な理由について登記官を満足させるとき、第12条のもとでファイルされた制定法上の宣言を入手することができる。
- 第14条(1) 親子関係に関する裁判所の判決をファイルすること。オンタリオ州における裁判所のすべての登録官または書記官は、裁判所の命令または判決に関して、規則によって定められた型式により、親子関係を確認し、または新しく決定する。
- (2) 公衆による点検。生命統計法のもとで定められた申込と支払いにより、誰れでも、第(1)項に定められた命令また判決に関する説明を求め、それに関する証明ずみのコピーを登録係より証明付きの写しとして入手することができる。
- 第15条 証拠として証明ずみの写し。証券の写しであることを証明する証明書,第12,13,14条のもとで入手された証書の写しであることを証明する証券は,第12条,第13条または第14条のもとで,記録長官または前記登録官によって署名され,またはそのいずれかの署名が印刷または押印されている限り,記録長官または同副長官の事務所および署名の記載がなくとも,証拠書類として受理することができる。
- **第16条** 記録長官の義務。本法において、記録長官は第4条、第5条、または 124 (124)

子どもの法律改正法 (1)

第6条のもとでなされた命令を承認する以外に、親子関係に関する登記を変更 すべく要求することができる。

第17条 型式のための規則。委員会における副知事は、本条の目的のために規則を制定することができる。

第Ⅲ部 監護, 面接および後見

解 釈

注 釈

第18条(1) 定 義。この第3部において、"裁判所"とは、オンタリオ裁判所、 家庭裁判所または上訴裁判所を意味する。

"州外の命令"とは、ある人に子どもの監護を与え、または子どもとの面接を 許可する州外の裁判所の命令または命令の1部分を意味する。

"域外の裁判所"とは、オンタリオ以外において、ある人に子どもの監護を与える管轄権を有する裁判所を意味する。

"別居合意"とは、家族法典第4部(別居合意)のもとで有効な合意を意味する。

- (2) 子ども。この部において、子どもとは夫婦間の子どもに関している。 第19条(1) ここでの目的は、
 - (a) 子どもの監護, それに付随する事柄, 子どもの面接に関する裁判所への申立が子どもの最善の利益を基礎にして決定されること。
 - (b) 同じ1人の子どもの監護に関して、1つ以上の地域または州の裁判所による管轄権の行使は避けるべきであり、かつ、例外的な事情がある場合を除いて、子どもがより密接な関係をもっているどこか他の場所に管轄権をもつ裁判所によって行使されるのがより適切である。
 - (c) 正当な申出による監護権の決定の代用として子どもの誘拐を防止する こと、さらに
 - (d) オンタリオ以外でなされるより有効な監護および面接命令のより有効な強制を準備することである。

監護および面接

- **第20条**(1) 父および母には子どもを監護する権利がある。本章において別に定める場合を除いて、父および母には等しく子どもを監護する権利を有する。
- (2) 権利および責任。子どもを監護する権利を与えられた人は、子どもの身体に関して権利および責任を有し、かつ、これらの権利および責任を子どもの最善の利益のために行使しなければならない。
- (3) 行動する権限。数人の人が子どもを監護する権限をもつとき、彼等のうちの誰れかが、子どもに関して権利を行使し、かつ、責任を負う。
- (4) 両親が別居するとき。子どもの両親がすでに別居しており、子どもは他方の親の同意、暗黙の同意または承認のもとに、一方の親と生活しているとき、他方の親には子との監護および面接の権利は認められない。
- (5) 面 接。子どもを訪問する権利には、親として子どもを訪問する権利および子どもによって訪問される権利を含んでいる。
- (6) 子どもの婚姻。子どもの監護または面接に関する情報は子どもの婚姻に よって終了する。
- (7) 合意または命令による権利の授与。本条のもとでの監護。面接または付帯 条件は裁判所の命令または別居合意による変更に従う。
- 第21条 命令の適用。子どもの親または他の人は、裁判所に対し、子どもの監護または子どもとの面接もしくは子どもの監護に関する局面について、裁判所に命令を申請することができる。
- 第22条(1) 管轄権。裁判所はその管轄権を子どもの監護または子どもとの面接をすべく命じることのみに行使するものとし、
 - (a)命令の申立と開始するときに、子どもが日常的にオンタリオに居住しているか、
 - (b) 子どもは日常的にオンタリオに居住していないが、裁判所が
 - (i) 命令の申立のときに、子どもは日常的にオンタリオに存在しており、
 - (ii) 子どもの最善の利益に関する根本的な証拠は、オンタリオにおいて 利用できる。
 - (iii) 子どもが日常的に居住している他の場所で州外の面接に子どもの監護もしくは面接の申立はされておらず、

子どもの法律改正法 (1)

- (w) 子どもの監護または子どもとの面接に関する他州の命令があることは、オンタリオの裁判所において認められておらず、
- (v) 子どもはオンタリオと現実かつ根本的なつながりをもっているとき,かつ
- (vi) 便宜上の範囲で、管轄権がオンタリオにおいて行使されるのが適切 である。
- (2) 慣習上の住所。子どもは彼または彼女が
 - (a) 両親と共同生活をしている。
 - (b) 両親が別居しており、一方が他方と別居合意、または他方の明示または黙示の同意のもとに、または裁判所の命令の下に、
 - (c) 両親以外の他人と永続的な期間, 生活している。
- (3) 誘 拐(ゆうかい)。子どもを監護している人の同意なしに、子どもを他に移動することは、子どもの慣習上の住所を変更することにはならない。ただし、その人のもとから子どもが移動され、または引き止められることによるときは、この限りでない。
- **第23条** 子どもへの重大な傷害。第22条および第41条の規定にかかわらず,裁判所はその管轄権を子どもの監護および子どもとの面接に関する命令を作成または変更するために行使するであろう。
 - (a) 子どもが肉体的にオンタリオに現存し、かつ、
 - (b) 裁判所は子どもが重大なけがをする公算が大であると判断するとき,
 - (i) 子どもはいぜんとして、子どもを法律上で監護する権限のある人の 監護のもとにあるか、
 - (ii) 子どもが、子どもを監護すべき法律上の権限をもっている人の監護 に戻されるか、または、
 - (iii) 子どもがオンタリオ以外の地に移されるかである。
- 第24条(1) 監護または面接の適用をするメリット。本章のもとで、子どもの監護または子どもとの面接に関して適用するメリットは、第(2)・(3)および(4)節の規定に従って、子どもの最善の利益を決定することにある。
- (2) 最善の利益。裁判所は以下に列挙する子どものニーズおよび子どもがおかれている具体的な事情をすべて考慮すべきものとする。
 - (a) 愛情, 感情および情緒的な子どもとの結びつき, および

- (i) 子どもの間の監護または子どもへのアクセス。
- (ii) 子どもと同居している子どもの家族メンバー, および
- (iii) 子どもの世話および養育に含まれる人々を含め、
- (b) もしそれらが合理的に確認されるならば、子どもの見解および好み。
- (c) 子どもが健全な家庭環境の中で生活してきた時間的な長さ。
- (d) 子どもの監護を請求する各人の能力および愛情。
- (e) 子どもの世話および養育のために準備されたなんらかの計画。
- (f) 子どもがそこで生活すべく準備された家族構成の永続性および安定性。
- (g) 親として子どもを監護し、子どもと面接する能力。
- (h) 子どもと申し込み当事者である各人との血縁関係または養子縁組による関係。
- (3) 過去の行動。ある人の過去の行動は,
 - (a) 第(4)項に従って, または
 - (b) もし裁判所が、同人の行動は、さもなければ、親としての同人の行為 能力に関連すると満足するとき、

にのみ考慮される。

- (4) 暴力および虐待。親としてのある人の能力を判定するに当って、裁判所は同人がいつ、暴力に走り、または乱用したか、
 - (a) 彼または彼女の配偶者に対し、
 - (b) 申込が関係している子どもの親に対し,
 - (c) ある人の世帯のメンバーに対し、または
 - (d) だれか子どもに対し、
- (5) 同様。第(4)項の目的のために、自己防衛のために、または他の人を守るためになされた何かは、暴力または濫用とは考えられない。

第24条(2)(g) --第24条(2)(d)および(4)のケースを参照。

第24条(2)(h) 〔以前の第24条(2)(g)〕。

さらに第21条"両親以外の人による請求"も参照。

第24条(3)(省略)

第24条(4)および(5) この条項は、肉体的および性的の両者について、子どもに対する乱用の効果に関してとくに法典化したものである。

第24条(4)および(5)の宣言以前に定められた判例法はいぜんとして関連をもって

128 (128)

おり、下記に含まれている。

第25条 衰退する管轄権。監護または面接に関する表題の下で管轄権を有している裁判所は、管轄権をオンタリオ以外の地で行使する方がより適切でありそうである。

第26条(1) 遅 延。本章のもとで、子どもの監護または子どもとの面接に関する規定が手続の開始より6カ月以内になされておらず、裁判所の書記官または地方記録係が裁判所への申立のリストを作成し、当事者に対して、いつ、どこで、裁判所が申立について審理するか、その日時を通知するものとする。

- (1・1) 例 外。第(1)項の規定は、本条の下で子どもの監護または子どもとの面接に関するか、または子どもおよび家族サービス法の第Ⅲ章のもとでの申立または命令には通用しない。ただし、本章のもとでの申立が、
 - (a) 子ども家族サービス法の第57条1,(1)項のもとで子どもに関する命令。
 - (b) "子どもおよび家族サービス法"の第57条1項(1)のもとでなされた子どもに関する命令,または
 - (c) "子どもおよび家族サービス法"の第58条のもとで、子どもに関する面接命令が、同法の第57条1項(1)のもとでなされたときは、この限りでない。
- (2) 指 図。第(1)項に従って、書記官または地方記録係によって目録に作成された事項の審理において、かつ、手続に関する指示および裁判所が適切と判断する手続の費用に関する命令をする。
- (3) 早い日付。裁判所が第(2)項のもとで日時を定めるに当っては、裁判所の意見によれば申立の正当な処分にふさわしい最も早い日を定めるものとする。
- 第27条 離婚手続の効果。離婚法(カナダ)のもとで離婚訴訟が開始されるとき、本節のもとで未解決の子どもの監護または子どもとの面接に関する部分は、裁判所による許可を除いて、休止されたままである。

第28条(1) 裁判所の権限。第21条のもとで申請がなされた裁判所は、

- (a) 命令により、親の一方または双方に、子どもの監護または子どもとの 面接を1人以上の人に与えることができ、かつ、
- (b) 命令により、監護または面接の権利に付随するなんらかの局面について決定し、かつ、
- (c) 事情のもとで、裁判所が必要・適切と判断する命令をすることができ

る。

- (2) 例 外。"子どもおよび家族サービス法"の第57条1項のもとでの命令に従っている子どもに関して,第21条のもとでの申立がなされるとき,裁判所は申立をあたかも,本条のもとでなされた命令の変更であるかのように扱うべきものとする。
- (3) 同様。子どもへのアクセス命令が、"子どもおよび家族サービス法"の第Ⅲ節のもとでなされる場合に、同じ時期に子どもの監護命令が同法の第57条1項のもとでなされるとき、裁判所は子どもへのアクセスに関する第21条のもとでの申立をあたかもそれが本条のもとでなされた命令を変更する申立であるかのように扱うものとする。

第29条 命令を変更する命令。本条のもとで裁判所は、子どもの最善の利益に 影響を及ぼすか、または及ぼしそうな実質的な事情の変更がない限り、オンタ リオの裁判所でなされた子どもの監護または面接に関する命令を変更しないも のとする。

監護および面接―裁判所への援助

- 第30条(1) 子どものニーズの評価。その面前に子どもの監護または子どもとの面接に関して申立がなされた裁判所は、命令により、子どものニーズおよび能力、さらに当事者の希望または子どものニーズを満足させる何事かを裁判所に報告すべきものとする。
- (2) 命令がなされるとき,第(1)項のもとで,子どもへの監護または面接の申立の審理またはそれ以前に、命令がなされることができる。
- (3) 当事者による合意。裁判所はもし可能であれば、両当事者で合意した人を指名するものとするが、しかし当事者が合意しないとき、裁判所はある人を選定し、かつ、任命するものとする。
- (4) 行為への同意。裁判所は第(1)項のもとである人を指名しないものとする。 ただし、同人がアセスメントを作成することに同意し、かつ、裁判所に、裁判 所が特定した期間内に報告すべく同意したときは、この限りでない。
- (5) アセスメントへの出席。第(1)項のもとでの命令において、裁判所は両当事者、子どもおよび他の人に(提案された命令を通知された)、またはそのうちの誰れかが、命令によって指名された人によるアセスメントに出席するよう要

求することができる。

- (6) 出席の拒否。本条のもとでアセスメントに出席すべく命じられた人が、出席を拒否し、または経験することを拒むとき、裁判所が適切と考えるような子どものニーズを満足させる人の能力および意欲に関して推定することができる。
- (7) レポート。第(1)項のもとで拒否された人は、彼または彼女のレポートを裁判所の書記または記録係に提出するものとする。
- (8) レポート・コピー。裁判所の書記または地方記録係は、当事者の双方および弁護士に報告書のコピーを配布し、もし子どもを代理する弁護士があれば同人にも与える。
- (9) 報告書の許容性。第7項に示されたレポートは手続において証拠として許容される。
- (10) 査定官は証人となることができる。当事者の誰れかおよび弁護士がもしおれば、子どもを代理する。
- (11) 指 図。申立にもとづいて、裁判所はアセスメントに関して適切と判断する指図をすることができる。
- (12) 報酬および費用。裁判所は当事者に対して、第(1)項に指示された人の報酬 および費用を支払うよう要求するものとする。
- (3) 同様に、提案または費用。裁判所は命令により、各当事者に支払いを要求 する費用および支出の割合または金額を決定するものとする。
- (4) 同様に、重大な財政上の困難。裁判所は未払いが当事者に重大な財政上の困難をもたらすと満足する場合は、第(1)項のもとで結論された費用および支出の責任を軽減することができる。
- (5) 他の専門的な証拠。第(1)項の下である人を指名することは、当事者または子どもを代理する弁護士が、子どものニーズおよび当事者または子どものニーズを満足させるために他の専門証拠を提出することを阻げることはない。
- 第31条(1) 調 停。子どもの監護または子どもとの面接の申立に対し、裁判所は命令により、当事者の選定した人に調停を実施させることができる。
- (2) 行為への同意。裁判所はある人を第(1)項のもとで指名しないものとする。
 - (a) 同人が調停者として行動すべく同意せず,かつ,
 - (b) 裁判所によって特定された期間内に報告書を提出するのに同意しない とき。

- (3) 調停者の義務。両当事者が事態に関する合意を得ることができるよう努力するのが調停者の義務である。
- (4) 報告書の型式。事情について協議に入るに先立って、両当事者は
 - (a) 調停者が調停に関するすべての事柄を含めて、充分な報告書を作成するか、または
 - (b) 調停者は両当事者が達した合意または、両当事者が問題について合意 に達しなかったこと

をのべるものとする。

- (5) 報告書をファイルすること。調停者は彼または彼女の報告書を第(4)項のもとで、当事者の合意のもとに決定した型式によって、裁判所の書記官または地方登録官のもとにファイルするものとする。
- (6) 報告書のコピー。裁判所の書記官または地方登録官は、報告書のコピーを 当事者各自および地方登記官のもとにファイルすることができる。
- (7) 調停の途中でなされた承認(自白)。両当事者が調停者の報告書は型式において第4条(6)に定められた型式に合致しており、のべられた何かの証拠または調停の途中でなされた許可または通信は、いかなる手続においても、認められない。ただし、すべての当事者の同意のもとに命令が第(1)項のもとでなされた場合は、この限りでない。
- (8) 費用および支出。裁判所は両当事者に対し、調停者の費用および支出を支払うよう請求するものとする。
- (9) 同様。割合または合計。裁判所は命令のなかで、裁判所が各当事者に支払を請求する費用および支出の額を特定するものとする。
- (0) 同様。重大な財政的困難さ。支払いが当事者の財政的な困難さを引き起すにちがいないと裁判所が判断するとき、裁判所は費用および支出の支払責任を免除することができる。

一つづく一